

一般財団法人里山里海未来財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人里山里海未来財団（以下、「本法人」という。）と称し、英文ではJapan Satoyama Satoumi Future Foundation と表記する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を石川県七尾市生駒町3番地3に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、経済活動と社会課題を解決する諸活動を結び付け、資金循環と社会的資源循環、社会的インパクトを最大化するしくみを確立することによって、能登の里山里海を未来につなげ、主体性と関係性を重視した持続可能な地域を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 公益活動を行う諸主体に仲介・提供するために、資金等を募り、確保する事業
- 2 公益活動を行う諸主体に対する資金貸付、助成・顕彰等を行う事業
- 3 公益活動を行う諸主体の組織基盤強化のための人材及び組織の育成事業
- 4 公益活動を行う諸主体及び資源提供者に対する相談・コンサルティング事業
- 5 公益の増進に資する施設の指定管理及び不動産等の資源を活用する事業
- 6 地域を構成する諸主体が公益活動を支え、地域的課題を解決するためのコレクティブインパクト事業
- 7 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- 8 公益の増進に資する事業に関係した普及・啓発物品、寄付金付物品及び出版物等の販売
- 9 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 本法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由に

よって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに本法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次の通りである。

石川県七尾市生駒町3番地3
七尾未来基金設立準備会

拠出財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第8条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条の規定により拠出した財産を、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第10条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 評議員並びに理事及び監事の名簿
 - (3) 評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。
- 4 当法人が公益認定を受けた場合、代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し第2項第4号の書類に記載するものとする。（長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け）

（剰余金の不分配）

第13条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

（評議員）

第14条 当法人に評議員3名以上20名以内を置く。なお、評議員は当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

（評議員の選任及び解任）

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及び配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第17条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために必要な費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員によって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準に関する規程の制定、変更及び廃止
- (4) 定款の変更
- (5) 合併および事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 残余財産の帰属の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会の日日の7日前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名が、記名

又は電子署名する。ただし、前条の場合及び評議員会の決議の省略があった場合は、法令で定めるところによる。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 役員等

(役員)

第27条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とする。

4 業務執行理事のうち1名を専務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により副代表理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の3分の2以上に当たる多数の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事にはその職務を行うために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第34条 本法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に応え、本法人への助言及び協力を行い、理事会において意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引

(3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間において本法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第36条 本法人は、理事及び監事の一般法人法第198条において準用する第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額

から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 顧問の選任及び解任
 - (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制）の整備
 - (6) 第36条の責任の免除及び責任限定契約の締結

(開催)

第39条 通常理事会は、毎年定期に、年3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法の定めるところにより、監事から代表理事に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の規定により、理事又は監事から請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理

事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、専務理事または出席理事のうちから議長を互選する。

(決議)

- 第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席理事も記名する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合は、法令に定めるところによる。
 - 3 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条についても適用する。

(解散)

第47条 本法人は、本法人の目的である事業の成功の不能、若しくはその他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 本法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の目的、任務、構成及び運営並びに委員の選解任に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第50条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第52条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

附則

- 1 この定款は、本法人の設立の日から施行する。
- 2 本法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 木下徳泰
鈴木正俊
田代克弘
坂本ちづる

3 本法人の、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 代表理事 酒井光博
専務理事 森山奈美
理 事 太田殖之
設立時監事 杉野哲也

4 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

6 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般財団法人里山里海未来財団を設立するため、設立者である七尾未来基金設立準備会の定款作成代理人である司法書士津田晃は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和6年11月13日

設立者

石川県七尾市生駒町3番地3
七尾未来基金設立準備会 会長 木下徳泰
会長 木下 徳泰

上記設立者の定款作成代理人

石川県七尾市藤橋町串部54番地1
司法書士 津田 晃